

患者さんのための3つの宣言について

患者さんと医療機関とのよりよい関係づくりのために埼玉県と埼玉県医師会が共同で取り組みます。



1 十分な説明を行い、患者さんの同意を得て医療を提供します。

- ◆現在の症状・病名や治療内容・方針、薬に関する情報および手術等の概要などを十分に説明し患者さんの同意を得て医療を提供するよう努力しています。
- ◆医師はできる限りわかりやすいよう説明しますが、医療用語などわかりにくいところがありましたら、遠慮なく質問してください。



2 患者さん御自身の診療情報を開示します。

- ◆診療情報とはカルテ（診療録）や検査記録などのことです。患者さんが診療情報のコピーや閲覧を希望される場合、申請書の提出等、手続きいただき、開示します。
- ◆開示にはコピー代金や手数料などの費用がかかる場合がありますので、医療機関にご確認ください。

3 セカンド・オピニオン（主治医以外の医師の意見を聞くこと）に協力します。

- ◆患者さんが治療や検査等について、主治医以外の医師に意見を求めることをセカンド・オピニオンといいます。
- ◆セカンド・オピニオンにより患者さんご自身が病気についてより深く理解し、治療について医師任せにせず、最終的に治療等の方針を決定できるよう複数の医師の意見を聞くことができます。



- ◆主治医の先生以外に治療や検査等について意見をもらいたい場合、主治医はこれまでのカルテ・検査記録等の貸出しや写しの交付を行い、円滑にセカンド・オピニオンを受けられるように協力します。

じょうずに医療を受けるための3つの心得

「患者さんのための3つの宣言」を活かすためには、患者さんもしょうずに医療を受けることが必要です。是非ご一読の上、参考になさってください。

医師との情報のキャッチボール

- ・医療はお医者さん任せではなく、患者さんも自分のことを考え、お医者さんに病歴・症状等を的確に伝えなければ、満足いく結果が得られにくくなります。
- ・実際に受診する際には、お医者さんに伝えたい内容をメモにまとめ、要領よく説明できるようにしましょう。

医師との信頼関係づくり

- ・お医者さんと患者さんは、病気やけがに対し共に闘っていく立場にあり、信頼関係なしには医療は成り立ちません。
- ・日ごろのあいさつや、相手の話をよく聴くなどマナーを守り、お互いの信頼関係を高めていくことが大切です。

最後は自分が決めるという意識

- ・患者さんは、どのような医療を受けるのかを自ら決めることができます。しかし、患者さんだけで最適な医療を選ぶことは困難です。
- ・そこで、信頼できるお医者さんにそれぞれの治療法のメリット・デメリット及びその結果を質問し、納得した上で治療を受けることが大切です。

埼玉県 医療整備課

048-830-3541

埼玉県医師会 地域医療課

048-824-2611